

総合環境政策局 説明資料

第 58 回総合政策部会
(平成 23 年 4 月 20 日)

目次

| | |
|-----------------------|----------|
| 1. 環境基本計画の推進、環境白書の作成等 | ・・・ P 1 |
| 2. 環境保全型の地域づくり | ・・・ P 4 |
| 3. 経済と社会のグリーン化 | ・・・ P 7 |
| 4. 環境影響評価の実施 | ・・・ P 14 |
| 5. 環境教育・環境保全活動の推進 | ・・・ P 16 |
| 6. 環境研究・環境技術開発の推進 | ・・・ P 18 |

1. 環境基本計画の推進、環境白書の作成等

(1) 環境基本計画の効果的实施

- 環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定める計画。平成6年12月に第一次計画を、平成12年12月に第二次計画を、平成18年4月に第三次計画を閣議決定した。今後、その見直し作業を進め、平成24年春頃に第四次計画を策定見込み。
- 第三次計画には、
 - ア. 「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」を今後の環境政策の展開の方向として位置づけた。
 - イ. 「地球温暖化問題に対する取組」など10の重点分野について政策プログラムを定め、政策プログラムごとに、進捗状況の点検に活用できる定量的な指標を設定した。といった特徴がある。
- 直近では、平成22年10月に第三次環境基本計画の第4回点検報告について閣議報告を行った。

(2) 環境白書の作成

- 環境白書は、環境基本法第12条に基づき、毎年、環境の状況、環境の保全に関して講じた施策及び講じようとする施策を取りまとめ、国会に提出するもの。
- 環境省の法定白書には、他に循環型社会白書（循環型社会形成推進基本法）、生物多様性白書（生物多様性基本法）がある。平成19年版の白書から環境白書と循環型社会白書の2つを一冊にまとめて、平成21年版の白書からは、さらに生物多様性白書も加わり、3つを一冊にまとめて発行している。平成22年版環境白書は、平成22年6月1日に閣議決定された。平成23年版環境白書は、平成23年6月上旬頃閣議決定予定。

(3) 環境保全経費

- 環境保全経費とは、政府の経費のうち地球環境の保全、公害の防止並びに自然環境の保護及び整備に関する経費を総称したもの。環境省では、環境省設置法第4条第3号の規定に基づき、環境保全に係る施策が政府全体として効率的、効果的に展開されるよう関係府省が環境関係予算を要求するにあたって見積りの方針の調整を行っている。
- 平成23年度環境保全経費の総額：1兆2,091億円
＜平成23年度環境保全経費の内訳（予算額の表示は、平成23年度当初予算額）＞
 1. 地球環境の保全：5,833億円、

2. 大気環境の保全：2,304 億円
3. 水環境、土壌環境、地盤環境の保全：664 億円
4. 廃棄物・リサイクル対策：717 億円
5. 化学物質対策：128 億円
6. 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進：1,447 億円
7. 各種施策の基盤となる施策等：997 億円

(4) 環境情報の整備・活用の推進

① 環境情報戦略

- 第三次環境基本計画（平成 18 年 4 月 7 日閣議決定）において、環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備の基本的方針となる環境情報戦略を策定するとの方針を定めたことを受け、中央環境審議会総合政策部会環境情報専門委員会での検討及び関係府省との調整を行い、平成 21 年 3 月に、環境基本計画推進関係府省会議の下に設置した環境情報戦略連絡会において、環境情報戦略を策定した。

② 環境統計・データの整備

- 環境と社会・経済の統合を図るためには、社会経済データなども含めた幅広い環境データ（統計）の収集を図り、環境政策の立案などに適切に利用することが重要。このため、平成 14 年度から毎年 1 回、環境統計集を作成している。
- 「公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）」中の「環境に関する統計の段階的な整備」に係る施策の取りまとめを行っている。また、同計画に基づき、平成 21 年度から、環境分野分析用の産業連関表の充実についての検討を行っている。

(5) 環境経済の政策調査

① 環境経済情報の整備・発信

- 環境政策の企画・立案、環境経済の政策研究の推進、環境産業の発展、企業の環境保全活動の推進、環境投資の拡大等に資するよう、環境と経済の関係に関する情報を整備・公表する。具体的には、①環境ビジネス市場規模・雇用規模の推計や、②半年ごとの環境経済観測調査（環境短観）を行うとともに、環境省ホームページ上に「環境経済情報ポータルサイト」を作成し、情報を発信しているところ。

② 環境経済の政策研究

- 環境と経済がともに向上・発展する社会をつくる上では、環境への対応が経済社会にイノベーションをもたらすことを通じて、中長期的に産業構造、経済活動の在り方を大きくかつ積極的に変革していくことが望まれる。そのためには、環境と経済の関係のより深い理解に立った、効果的な政策の企画・実施が

課題となっている。

- そこで、環境保全の取組が経済をどのように発展させていくのか、経済動向が環境にどのような影響を与えるのか等について調査分析し、環境と共生できる新しい経済社会に向けた将来像の提示や環境政策の戦略的な実施のための研究等を進める。
- 具体的には、環境省が、行政課題を踏まえ政策研究を行うべき以下の研究分野（平成 21 年度公募分）について、公募選定を行い、選定された研究者と行政担当者との緊密な連携により研究を進める。さらに、平成 22 年度にも、グリーン・イノベーションの推進に係る研究等を追加公募し、2 件を採択した。
 - 【研究分野 1】環境政策と経済との地球規模での相互作用の研究
 - 【研究分野 2】環境保全と雇用等の企業の発展に関する研究
 - 【研究分野 3】効果的な環境政策形成に関する研究

※ 事業仕分け（第 3 弾、平成 22 年 11 月実施）を踏まえ、平成 23 年度において、以下のとおり改善を実施することとしている。

- ・環境経済の政策研究を、環境省が直接管理
- ・契約方式を、請負契約から委託契約に変更し、透明性を向上
- ・個々の業務を精査し、契約額を縮減

今後の課題

- 環境情報戦略については、環境と経済社会活動に関する情報収集の強化等を中心に、引き続き着実に推進していくことが必要。

2. 環境保全型の地域づくり

(1) 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画

- 地球温暖化対策推進法平成 20 年改正により、都道府県、指定都市、中核市及び特例市は、地方公共団体実行計画の中で、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策についても定める義務を負うこととなった。
- 環境省では、関係省庁の協力も得て、地方公共団体向けの計画策定マニュアルの作成・助言を行うとともに、計画に位置付けられた事業について、グリーンニューディール基金等を通じて支援している。

(2) グリーンニューディール基金

【地域グリーンニューディール基金】

平成 21 年度 1 次補正 : 550 億円

【中核市・特例市グリーンニューディール基金】

平成 21 年度 2 次補正 : 60 億円

- 地球温暖化対策等の国全体として重要な環境問題を解決するためには、地域の取組が不可欠であることから、各種の法令等に基づき、様々な計画の策定と取組の推進が規定されているところである。こうした取組を地域が確実に実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的として、地方公共団体にグリーンニューディール基金を造成し、地球温暖化対策や廃棄物対策、海岸漂着物対策を支援している。なお、本予算による基金の有効期限は平成 23 年度末までとなっている。

(3) チャレンジ 25 地域づくり事業

平成 23 年度予算 : 30 億円

- 我が国は、平成 21 年 9 月の国連気候変動首脳会合において、温室効果ガスを 2020 年までに 1990 年比で 25%削減するという目標を掲げており、達成には地域特性や二酸化炭素 (CO₂) 排出の現状を踏まえ、地域の活性化と低炭素地域づくりが必要である。チャレンジ 25 地域づくり事業では、技術は確立されているが、効果検証がなされていない先進的対策を、事業性・採算性・波及性等を検証する事業や地域特性に応じて複数の技術を組み合わせて行う対策など、他地域へのモデルとなるべき事業など、実証事業に絞って集中的に実施することとしている。

(4) 環境モデル都市及び環境未来都市

- 温室効果ガスを大幅に削減する低炭素の地域づくりのモデルを我が国で構築し、国内外に広く発信・普及させていくために、平成 20 年度に環境モデル都市（13 団体）を選定した。同年度、関係省庁・地方自治体・関係政府機関等により構成される「低炭素都市推進協議会」が発足し、環境モデル都市の取組を始め、低炭素型の地域づくりを全国展開していくための検討を行っている。（事務局：内閣官房地域活性化統合事務局）
- また、「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において「環境未来都市」構想が打ち出され、特定の都市・地域において、技術、社会経済システム、まちづくり等で世界に類のない成功事例を創出し、国内外に普及展開を図ることとされた。平成 23 年度秋には具体的な都市・地域を選定予定。現在、関係省庁が連携を図りつつ、環境未来都市の支援策等について検討を行っている。（事務局：内閣官房地域活性化統合事務局）

(5) 公害防止計画

- 公害防止計画は、公害が著しい地域について総合的に公害対策を講ずるための法定の地域計画（環境基本法第 17 条）。平成 22 年度末を期限として、24 都府県の 30 地域において策定。公害防止計画に基づく公害防止対策事業（下水道整備、しゅんせつ、土壌汚染対策等）に対して、「公害財政特例法」（総務省所管）に基づき国が財政支援（補助率嵩上げ等）を行う仕組み。
- 時限立法である公害財政特例法が平成 23 年 3 月に期限を迎えること等を踏まえ、中央環境審議会において検討が行われ、平成 22 年 12 月に「今後の公害防止計画制度の在り方について」の意見具申が行われた。意見具申においては、
 - ・公害防止対策事業の実施に支障が生じないように、公害財政特例法を 10 年延長することが適当。
 - ・ただし、更なる将来を見通した場合、現在予定されている事業の相当程度が終了すること等から、その後については公害財政特例法を再延長しなくとも、国の通常の財政支援措置等による対応により、公害防止対策事業を円滑に推進できるような状況となることが期待される。とされており、これを踏まえ、公害財政特例法の期限を 10 年延長すること等を内容とする法案が平成 23 年の通常国会に提出され、成立した。
- また、平成 22 年 6 月に閣議決定された地域主権戦略大綱においては、公害防止計画について、①環境大臣による計画策定指示を廃止 ②計画の環境大臣への同意協議を公害防止対策事業関係部分に限定 することとされており、所要の法改正を、平成 23 年の通常国会に提出した地域の自主性及び自立性を高めるための一括法案に含めている。

今後の課題

- 地方公共団体実行計画について、特例市以上の全地方公共団体で早期に策定されるよう支援するとともに、その他の地方公共団体についても簡易マニュアルの普及等を通じ策定を促進することが必要。
- 環境負荷の少ない持続可能な地域づくりを効果的に推進していくことが必要。その際、この環境保全型の地域づくりへの取組が、同時に災害にも強いまちづくりとなるよう、取組を進めていくことが必要。
- 実行計画に基づく施策の実施や、環境保全型かつ災害に強いまちづくりを促進するための一層の支援を行っていくことが必要。

3. 経済と社会のグリーン化

(1) 税制のグリーン化の推進

① 「地球温暖化対策のための税」の導入（平成23年10月～）

○ 税制度を環境への負荷の低減に資するよう見直す「税制のグリーン化」は、補助金等による支援措置と同様に、温暖化対策のための有力な経済的手法。中でも、CO2の排出量に応じた課税を行う地球温暖化対策のための税は、環境の観点から税体系を再構築する税制のグリーン化の根幹をなすものであり、温室効果ガス削減目標を達成するための最重要な政策手段の一つ。

○ 平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定）において、以下のとおり「地球温暖化対策のための税」を平成23年度から導入することとされた。（※）

| | |
|---------|--|
| 趣旨 | 税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO2排出抑制のための諸施策を実施していく観点から導入する。 |
| 具体的手法 | 全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO2排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」（租税特別措置）を設け、平成23年10月から施行する。 |
| 税率 | 化石燃料毎にCO2-1トン当たり289円に相当する下記の税率を課し、平成27年4月までに3段階で税率を引き上げる。 ・原油及び石油製品 1キロリットル当たり760円 ・ガス状炭化水素 1トン当たり780円 ・石炭 1トン当たり670円 |
| 税収 | 約2400億円／年（23年度（見込み）は357億円） |
| 負担の緩和措置 | i) 税率を段階的に引き上げる。 ii) 一定の分野について、所要の免税・還付措置を設ける。 iii) 各種支援策を実施（燃料供給の安定化、物流等の省エネ化、過疎・寒冷地に配慮した支援策等）。 |

（参考）「地球温暖化対策のための税」による税率

| 課税物件 | 現行税率 | H23.10～H25.3 | H25.4～H27.3 | H27.4～ |
|---------------------|----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 原油・石油製品 〔1kl当たり〕 | (2,040円) | +250円 (2,290円) | +250円 (2,540円) | +260円 (2,800円) |
| ガス状炭化水素 〔1t当たり〕 | (1,080円) | +260円 (1,340円) | +260円 (1,600円) | +260円 (1,860円) |
| 石炭 〔1t当たり〕 | (700円) | +220円 (920円) | +220円 (1,140円) | +230円 (1,370円) |

※（ ）は石油石炭税の税率

② その他の税制グリーン化

【自動車関連税制のグリーン化】

- 環境性能に優れた自動車の取得や保有等に係る自動車重量税・自動車取得税・自動車税の特例措置が講じられている。
- 平成 23 年度税制改正大綱において、排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車について、固定資産税を軽減する措置を講ずることとされた。(※)

【住宅関連税制のグリーン化】

- 省エネ住宅の推進に資する所得税、固定資産税、不動産取得税の減税措置が講じられている。
- 平成 23 年度税制改正大綱において、既存住宅に係る一定の省エネ改修工事をした場合の所得税額の特別控除等の適用期限を 2 年間延長することとされた。(※)

【環境関連投資促進税制の創設】

- 平成 23 年度税制改正大綱において、エネルギー起源 CO2 排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等への投資を重点的に支援する税制を創設することとされた。(※)

※ 政府は、これらの措置を規定している「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」を平成 23 年 1 月に国会に提出し、現在審議中。

(2) 環境に配慮した金融・事業活動の推進

① 金融のグリーン化

- 持続可能な社会を構築するためには、環境分野への資源配分の充実が不可欠であるが、そこでは経済の血液ともいえる金融の役割は極めて大きい。特に、1,400 兆円を超える我が国の個人金融資産を含め、国内外の資金を企業の環境取組や環境ビジネスの促進に活用することが必要である。
- このため、環境省としては、我が国において目指すべき環境と金融のあり方について検討するため、平成 21 年 9 月より中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会」において議論を行い、平成 22 年 6 月に報告書「環境と金融のあり方について～低炭素社会に向けた金融の新たな役割～」を取りまとめた。
- 報告書では、環境金融における金融機関や投資家の役割として、投融資判断の時点だけでなく、その後の行動を継続的に評価・支援するモニタリング機能

が重要であり、投融資先の企業が本業を通じて実践している環境対策を評価し、企業に対して環境対策への「気づき」を与え、これを継続的にフォローすることで不断の改善に向けた「動機付け」を行うことは極めて重要な役割だとしている。

- このような観点から、報告書において、具体的な政策提案として、頭金なしの「リース」という手法を活用することによる低炭素機器の普及促進や、金融機関における環境金融の取組の輪を広げていく仕組みとして日本版環境金融行動原則（仮称）の策定等が提言されている。

【環境格付けを通じた温暖化対策への利子補給事業】

平成 23 年度予算：10 億円

- 環境格付け融資を行う金融機関が、意欲的な CO2 削減目標を誓約した企業の設備投資に係る低利融資について、利子補給を行う。

【家庭・事業者向けエコリース促進事業】

平成 23 年度予算：20 億円

- 導入に際して多額の初期投資（頭金）を負担することが困難な家庭及び事業者（中小企業等）を中心に、頭金なしの「リース」という手法を活用することによって低炭素機器（太陽光パネル、高効率ボイラー等）の普及促進を図る。

【日本版環境金融行動原則（仮称）の策定及び普及支援】

- 銀行、証券、保険等 25 の金融機関が、平成 22 年 9 月より日本版環境金融行動原則（仮称）起草委員会において、投資・融資等の幅広い分野をカバーする行動原則の策定に向けた議論を行っており、環境省としても事務局として支援を行っているところ。

② 環境に配慮した事業活動の推進

【環境報告書】

- 環境報告書とは、事業者が事業活動における環境負荷及び環境配慮の取組状況について定期的に公表すること。
 - ① 事業者が社会に対する説明責任を果たす
 - ② ステークホルダーによる判断に資する、
 - ③ 社会に対するプレッジ・アンド・レビューや内部管理改善を通じ事業者の取組が促進されるといった機能がある。
- 環境報告書の作成公表や環境情報の利用の促進等を目的として、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する

法律（環境配慮促進法）」が平成17年4月から施行され、国立大学法人や独立行政法人等については環境報告書の作成公表が義務づけられている。

- 環境省では、環境報告書の作成に当たっての実務的な手引きである「環境報告ガイドライン」を策定すること等により、環境報告書の作成公表を促進している。更なる環境情報の開示促進と質の向上に向け、環境報告ガイドライン等の改訂を念頭に検討を行っている。

【環境会計】

- 事業者自らの事業活動における環境保全コストとその活動によって得られた効果を定量的に測定・評価する環境会計について解説した「環境会計ガイドライン」を策定し、環境会計を普及促進している。更なる環境会計の有効活用と質の向上に向け、環境会計ガイドライン等の改訂を念頭に検討を行っている。

【企業の環境マネジメントの取組】

- 事業者の環境マネジメントの取組の促進にあたっては、大企業のみならず事業者の多数を占める中小事業者の取組を広げていくことが重要。このため、環境省では、中小事業者向けの環境マネジメントシステムである「エコアクション21」ガイドラインを策定（平成21年に改訂）しているほか、平成20年度よりエコアクション21認証取得企業（予定含む）に対する財政投融資による低利融資を創設するなど、中小事業者への環境配慮の取組の促進に努めている。

（3）消費行動のグリーン化の推進

① エコ・アクション・ポイントの推進

- エコ・アクション・ポイントは、国民参加による温暖化対策の切り札として、国民一人ひとりの環境配慮行動（エコアクション）に経済的インセンティブを付与する取組を進めるため、環境省が平成20～22年度にモデル事業を実施したポイントプログラム。環境配慮型の商品・サービスの購入・利用等の環境配慮行動を行った場合に、様々な商品等に交換できるポイントが貯まるもので、全国のあらゆる業種・業態の事業者が参加できる仕組みが構築されている。永続的な取組とするため、ポイント原資を参加事業者自らが支出する仕組みとしている。
- 平成23年度以降は、民間事業者が運営主体となって実施される。環境省としては、プログラムの信頼性及び公平性を確保するため、プログラムの運用状況のチェック・評価や、必要に応じた本ガイドライン等の見直しを行っていく予定。

②家電エコポイント事業

(環境省・経済産業省・総務省共同事業)

平成 21 年度 1 次補正 : 2,946 億円 2 次補正 : 2,321 億円

平成 22 年度予備費 : 885 億円 補正 : 777 億円

- ①家庭・業務部門の温暖化対策促進、②裾野の広い家電産業に係る需要喚起を通じた経済活性化、③地上デジタル放送テレビの普及促進の3つを目的として、平成 21 年度 1 次補正予算、2 次補正予算、平成 22 年度経済危機対応・地域活性化予備費及び平成 22 年度補正予算により家電エコポイント事業を実施。
- 具体的には、国費を原資に、統一省エネラベル 4 ☆相当以上（平成 23 年 1～3 月は 5 ☆の買い換えに限定）の、省エネ性能の高い家電（エアコン、冷蔵庫、地上デジタル放送対応テレビ）の購入者に、様々な商品等に交換できる「エコポイント」を発行し、省エネ家電の普及を促進した。
- 対象製品の購入期間は平成 23 年 3 月末で終了。申請は平成 23 年 5 月末まで受け付けている。なお、平成 23 年 3 月末時点で、申請受付数は約 4,300 万件、ポイント発行点数は約 6,100 億円となっている。

③住宅エコポイント事業

(国土交通省・経済産業省・環境省共同事業)

平成 21 年度 2 次補正 : 1,000 億円

平成 22 年度予備費 : 1,412 億円 補正 : 30 億円

- 環境性能の高い住宅の普及促進を通じ、家庭部門の地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図ることを目的とし、平成 21 年度 2 次補正予算により、住宅エコポイント事業を開始。
- 国費を原資に、窓の断熱改修、外壁・屋根・天井・床の断熱改修によるエコリフォーム又はエコ住宅の新築に対しエコポイントを発行するもので、得られたポイントは家電エコポイント事業と同じく様々な商品と交換可能。
- なお、平成 22 年 9 月に閣議決定された経済対策において、経済危機対応・地域活性化予備費を活用し、対象期間を平成 23 年 12 月 31 日まで 1 年延長することが決定された。また、平成 22 年度補正予算により、ポイント発行対象に、エコリフォーム等に併せて設置する省エネ性能が優れた住宅設備（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽）を追加した。

(4) 製品・サービスのグリーン化の推進

①グリーン購入の推進

- グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することである。我が国では、国等が率先してグリーン購入を推進する等により、環境物品等への需要の転換を図ることを目的として、平成12年に議員立法により「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定された。

- 国や地方自治体は、この法律に基づき、環境物品等の調達を推進している（地方自治体は、努力義務）。さらに、環境表示に対する信頼性を確保し、グリーン購入を拡大させるために
 - ・環境表示の方法に関する統一的な考え方や要求事項を取りまとめた「環境表示ガイドライン」
 - ・グリーン購入法に基づく「基本方針」に定められた「判断の基準」への適合の表示の信頼性確保のための手法について、事業者向けに取りまとめた「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン」を策定している。

②グリーン契約の推進

- グリーン契約（環境配慮契約）とは、一定の競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を含めて評価した上で行う、物品・サービスの調達契約。通常の契約方式では価格競争入札による調達が実施される場合が多く、環境性能の優れた物品等を積極的に調達する仕組みとなっていないのに対し、競争を促しつつ、環境性能の優れた製品、庁舎、サービスなどを積極的に調達することができる。

- 国等が率先してグリーン契約を推進することにより、環境性能に優れた製品、サービス等への需要の転換を図ることを目的として、平成19年5月、議員立法により「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」が制定された。

- 我が国では、国や地方自治体は、この法律に基づき、グリーン契約を推進している（地方自治体は、努力義務）。

今後の課題

- 家庭・業務部門等の低炭素化を一層促進するため、利子補給やリース料助成等の金融手法を有効に活用していくことが必要。
- 日本版環境金融行動原則（仮称）の策定及び金融機関による署名開始後については、環境省としても当該原則が更に幅広い金融機関に普及するよう一層の支援を行っていくことが必要。
- できる限り主要な環境負荷指標等の統一的な開示を促進するなど更なる環境情報の開示促進と環境報告ガイドライン等の改訂による質の向上が必要。
- グリーン購入、グリーン契約に関し、国の基本方針の見直し等に対応し、具体的な取組を分かりやすく示しつつ、地方公共団体向けのガイドライン、マニュアルを改訂することが必要。また、環境表示への一層の信頼性を確保するため、ガイドラインの改定等を行うことが必要。

4. 環境影響評価の実施

① 環境影響評価制度の概要及び点検・見直しに向けた取組

- 環境影響評価法においては、道路、ダム、鉄道、空港、発電所等の13種類の事業のうち、規模が大きく環境に著しい影響を与えるおそれがあるものについて、あらかじめ事業者による環境影響の調査・予測・評価、国民・地方公共団体・許認可等権者の意見の聴取等の適切な実施を図り、環境保全についての適正な配慮を確保することとしている。
- また、平成21年6月に法律の施行後10年を迎えたことを受けて、施行の状況についての検討を重ね、平成22年2月22日に中央環境審議会から「今後の環境影響評価の在り方について」答申がなされた。
- この答申を踏まえ、計画段階配慮手続（戦略的環境アセスメント）や環境保全措置等の結果の報告・公表手続を盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が同年3月19日に閣議決定され、第174回通常国会に提出された。
- また、風力発電を政令改正により対象事業に追加するため、基本的な考え方に関する検討会を平成22年10月より開催している。

② 個別事業の環境影響評価

- 環境省では、環境アセスメントが実施されている様々な個別案件のうち評価書等が送付されるものについて、環境の保全についての配慮が適切に行われるように厳正に審査を行い、環境大臣意見を述べている。また、手続きが終了した案件については、事業者の実施する事後調査等についての情報収集や、特に留意すべき事業等についての現地調査等を通じて、審査のフォローアップに努めている。

▼環境影響評価法の施行状況¹

平成23年3月31日現在

| | 道路 | 河川 | 鉄道 | 飛行場 | 発電所 | 処分場 | 埋立 | 面整備 | 合計 |
|---------------------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|--------|----------|
| 手続実施 | 77(55) | 7(7) | 15(10) | 9(9) | 56(45) | 5(4) | 13(10) | 20(11) | 196(146) |
| 手続中 | 14(14) | 1(1) | 3(2) | 1(1) | 12(12) | 1(1) | 3(2) | 2(2) | 36(34) |
| 手続完了 | 54(33) | 5(5) | 10(6) | 7(7) | 39(28) | 4(3) | 9(7) | 14(7) | 138(93) |
| 手続中止 | 9(8) | 1(1) | 2(2) | 1(1) | 5(5) | — | 1(1) | 4(2) | 22(19) |
| 環境大臣意見 ² | 55(34) | 5(5) | 10(6) | 7(7) | 38(27) | — | 1(1) | 14(6) | 129(85) |

*1 括弧内は当初から法に基づく案件で内数。2つの事業が併合して実施されたものは、合計では1件とした。

*2 特に意見なしと回答した案件を含む。なお、環境大臣が意見を述べるのは許認可権者が国の機関である場合等に限られる。

③ 火力発電所リプレイスに係る手続の迅速化等

- 中央環境審議会の答申（平成 22 年 2 月 22 日）及び「新成長戦略実現に向けた 3 段階の経済対策」（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）を受けて、温室効果ガスの削減に資する火力発電所のリプレイス事業のうち環境負荷が現状よりも改善するケースについて、環境影響評価に要する時日の短縮が可能となるような手続の合理化を行うための方策を検討している。また、温室効果ガス削減の長期目標（2050 年 80%削減）を踏まえ、既存火力発電所の二酸化炭素削減可能性等を調査し、温暖化防止の観点から審査を高度化するための検討を行っているところ。

今後の課題

- 位置・規模等の検討段階を対象とした戦略的環境アセスメント（SEA）が盛り込まれている改正法案に基づく、新たな仕組みの円滑かつ適切な運用に向け、地方公共団体等関係者への周知を進める。
- より上位の計画・政策段階の SEA については、今後の課題として引き続き検討する。

5. 環境教育・環境保全活動の推進

- 平成 15 年 7 月、議員立法により、環境教育の基本理念や各主体の責務等を定めた環境保全活動・環境教育推進法が成立。同法基本方針等を踏まえ、環境教育・環境保全活動の推進を図っている。

(1) 環境教育・環境学習の推進

- 21 世紀環境立国戦略（平成 19 年 6 月 1 日閣議決定）において位置付けられた「21 世紀環境教育プラン～いつでも、どこでも、誰でも環境教育AAAプラン～」に基づき、関係府省との連携を強化しつつ、家庭、学校、地域、企業等における生涯にわたる質の高い環境教育・学習の機会の多様化を図っている。

- 具体的には、
 - ・環境教育・環境学習推進基盤整備事業（文部科学省との連携により、ウェブサイト上の環境教育・環境学習データベースを整備）
 - ・環境カウンセラー事業等を進めている。

※1 「こどもエコクラブ事業」、「我が家の環境大臣事業」については、平成 22 年 11 月に実施された行政刷新会議「事業仕分け第 3 弾」において、本事業に対して措置をしている国の予算については「廃止」との評価結果を受けたため、平成 23 年度の予算措置は行っていない。

※2 平成 22 年 12 月に樋高政務官の下に「今後の環境教育・普及啓発の在り方を考える検討チーム」を設置し、環境教育・普及啓発施策について、理念から実際の施策の進め方まで再整理し、関係省庁や環境省外の有識者の参画も得ながら、今後の施策の在り方を検討し、これを実際の施策に反映することとした。平成 23 年 3 月末までに 2 回の検討チーム会合を開催。

(2) ESDの推進

- ESDは、「持続可能な開発のための教育」（Education for Sustainable Development）の略称。「一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育」をいう。
- 我が国はヨハネスブルグサミットにおいて「持続可能な開発のための教育の 10 年」を提案し、平成 14 年の国連総会において全会一致で採択され、平成 17 年からスタート。平成 18 年 3 月、国内実施計画を決定。現在環境省をはじめ各省において、同実施計画に基づく施策を展開している。

- なお、平成 26 年にはユネスコと我が国の共催により、我が国で最終年会合が開催されることとなっている。

(3) アジア環境人材育成イニシアティブ

- 日本における国内実施計画においては、初期段階の重点的取組事項として高等教育機関における取組が位置づけられており、「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」（平成 20 年 3 月）に基づき、産学官民からなる「環境人材育成コンソーシアム」等と連携した環境人材の育成に取り組むとともに、大学で活用できる教育プログラムの開発・普及事業及びアジアの大学院のネットワーク（ProSPER.Net）づくりを進めている。

(4) 民間の環境保全活動の支援

- NPO、企業、行政等といった各主体間のパートナーシップの形成促進を図るため、東京・青山に「地球環境パートナーシッププラザ」を、全国 7カ所（北海道、東北、中部、近畿、中国、四国、九州）に地方環境パートナーシップオフィスを、それぞれ設置。政策課題についての意見交換会・勉強会の実施、事業型環境NPO・社会的企業の支援などを通じたNPO、企業、行政等の協働での取組支援、環境・パートナーシップに関する情報の分析・発信などを行っている。

今後の課題

- 一人一人のライフスタイルの変革に向け、学校教育における環境教育の充実、生涯学習を含めた地域ぐるみの環境教育が重要であり、関係主体間や地域間における相互の学びあいや連携が進むよう必要な措置を講じる必要がある。
- 各主体が、適切な役割分担の下、環境保全活動に参加・協働する多様な場づくりを進めるとともに、「国連 ESD の 10 年」の最終年である 2014 年に向けた取組を更に促進する必要がある。

6. 環境研究・環境技術開発の推進

- 環境研究・技術開発は、中央環境審議会答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略」に基づき、①脱温暖化・②循環・③自然共生・④安全の各領域の研究を進めてきた。平成22年6月に同戦略を見直し、新戦略では上記4領域の研究に加え、新たに（1）全領域共通及び（2）領域横断の重点課題を新設するとともに、（3）技術・システムの社会適用によるイノベーションを推進していくこととしている。

<環境省の競争的資金>

| | | |
|-------------------|--|--|
| 環境全般 (循環型社会含む) | 環境研究総合推進費（一般会計） (23年度予算額80億円) ※23年度に循環型社会形成推進科学研究費補助金と統合 | 緊急に開発すべき環境技術分野を特定し、環境技術の開発・普及の推進を図るための研究・開発課題を支援 |
| 地球温暖化 | 地球温暖化対策技術開発等事業（特別会計） (23年度予算額62億円) | 新たなCO2排出量削減対策技術の開発・実用化・導入普及を促進するため、基盤的技術開発を支援 |

今後の課題

- 「新成長戦略」におけるグリーン・イノベーションの実現に向けて、温暖化対策と廃棄物対策に同時に寄与し相乗的な効果が期待できる領域横断研究等を重点的に進めていく。